

【農地法 3 条】 下限面積要件の廃止について（令和 5 年 4 月 1 日施行）

令和 5 年 3 月

令和 5 年 4 月 1 日から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)」が施行され、農地法の下限面積要件が廃止されます。

本要件が廃止されることにより、家庭菜園程度の小さな農地を新規で取得することや、空き家などとまとめて売買しようとしている農地の取得も可能となります。

ただし、下記要件等は今までと変わりません。すべての要件を満たしている必要がありますのでご注意ください。

・農地の全てを効率的に利用すること

これは、世帯員等の状況による労働力・農業用機械の所有状況・農業技術などの状況や、現に所有している農地があれば、その農地が適切に経営出来ているかなどを総合的に勘案し、農地取得後も効率的に農業経営が出来るかを判断します。また、農地の一部のみで耕作を行う場合や、資産保有目的・投機目的等で農地を取得しようとしているものと考えられる場合（事業の具体的内容を明らかにしない場合など）は許可出来ません。

・必要な農作業に常時従事すること

これは、原則として年間 150 日以上農作業に従事していることが必要となります。ただし、必ずしも 150 日を超えていなくても良い場合があり、例えば年間 100 日の農作業で十分耕作が出来る場合、100 日の従事で要件を満たしていることとなります。

・周辺の農地利用に支障がないこと

これは、既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得や、無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得は許可できないこととなっております。

●申請前に農業委員会へご相談いただきますようお願いいたします●

【 お問い合わせ先 】

〒719-3292 真庭市久世 2927 番地 2

真庭市農業委員会事務局

TEL:(0867)42-1676 FAX:(0867)42-3907

Mail: nohyoh@city.maniwa.lg.jp